

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は 111,182 人（令和 7 年 3 月 1 日現在）であり、平成 17 年をピークに減少に転じている。年齢別人口（令和 2 年国勢調査）は、0 歳から 14 歳までが 15,203 人（13.5%）、15 歳から 64 歳までが 67,176 人（59.5%）、65 歳以上が 30,440 人（27.0%）となっており、65 歳以上が平成 17 年から増加傾向にある以外は減少傾向となっている。

本市における産業構造を見ると、産業別就業者数（令和 2 年国勢調査）において第 2 次産業が 41.6%、第 3 次産業が 54.5%を占めている。主な事業別就業者数は、製造業 21,205 人、卸・小売業、7,484 人、医療・福祉 6,536 人、建設業 3,588 人、運輸・郵便業 3,160 人、その他サービス業 3,050 人、教育・学習支援業 2,664 人、宿泊・飲食業 2,298 人、農業 2,293 人であり、これらを合わせた就業者数は労働力人口の約 84%を占めている。

また、令和 3 年経済センサス活動調査では、本市の製造事業所数は 313 事業所、従業者数は 17,610 人、製造品出荷額等は 6,150 億 3,283 万円となっている。そのうち従業者 4 人以上 300 人未満の事業所は 258 事業所（82.4%）、従業者数は 9,304 人（52.8%）、製造品出荷額等は 3,387 億 7,408 万円（55.1%）となっており、市内事業所の多くが中小企業であり、本市の経済を支えていることが分かる。

以上のことから、市内中小企業において先端設備等導入を促進し、労働生産性の向上を図り、本市経済の重要な担い手である中小企業者の経営基盤の強化や地域経済の活性化を目指す。

(2) 目標

今後の労働力人口の減少等による地域活力の低下が懸念される中、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の設備投資を活性化し、地域経済の振興を図ることを目指す。

これを実現するために、本計画期間内に 25 件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

多種多様な先端設備等の導入を後押しすることにより目標の達成を目指すことから、導入先端設備等の限定は行わない。

ただし、本計画は市内中小企業者の設備投資を活性化し、地域経済の振興を図ることを目標としており、太陽光発電関連設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に結びつくことが少なく、産業集積も希薄であるため、本市に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

東近江市は、平成17年2月に1市4町（八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町）が合併して誕生し、平成18年1月の1市2町（東近江市、能登川町、蒲生町）の合併により現在の市域を形成している。市域は、自然的、経済的、社会的条件からみた一体性が高い地域であることから、市域全域を対象地域とし、産業の活性化を図ることとした。

対象とする地域は、令和7年3月1日現在における滋賀県東近江市の行政区域とする。面積は388.37平方キロメートルである。

(2) 対象業種・事業

対象とする業種及び事業は、限定しない。

東近江市には、卸・小売業、建設業、製造業、サービス業、宿泊・飲食業等、多岐にわたる産業が集積しており、多種多様な業種及び事業を対象とすることにより、地域経済の振興の相乗効果を狙うものである。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組及び反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。